

第5回山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会議事概要

平成17年3月10日(木)
13時30分～14時10分
事務局第1会議室

出席者

沼澤 誠(議長)	山形大学学生担当理事
泉 多恵子	" 工学部教授
伊藤 美代子	編集発行人(ほいづん社)
北野 通世	山形大学人文学部教授
末廣 晃二	山形大学教育学部附属教育実践総合センター教授
清家 孝行	" 総務部長
高木 直	" 教育学部教授
竹内 輝博	医師(山形県医師会副会長)
浜田 敏	弁護士(山形県弁護士会)

欠席者

山口 一郎 山形大学保健管理センター所長

列席者

人事課課長補佐(総括)、人事課課長補佐(労務・安全)、労務係長

議 事

1 学長への提言について

議長から、前回の議事概要をホームページに掲載している旨報告があり、了承された。

次いで、議長から、先に本日のスケジュールについて意見を伺った結果、会議終了後に記者会見を行うことになった旨説明があった。また、事前に送付させていただいた、学長への提言(案)について、北野委員から意見があったことから、資料3として提示している旨説明があった。

学長への提言(案)に対し主として次の意見交換があった。

- ：防止改善策(案)については、北野委員からの意見を取り入れて修正し、みえ消しとして提示させていただいたところであるが、修正点について北野委員に説明願いたい。
- ：1点目は、セクハラの記事が起こったときに、学生にどのように説明するかということである。この点に関し多くの大学では、全学集会等を開催し学部長が直接学生に説明をするという方法をとっている。最近では、岩手大学において同種の事件が起こり学長が説明したところ、約400人の学生が集まっている。それによって学内の不安を沈静

化し、大学の姿勢を正すという大きな義務を果たしている。したがって、こういう方法等を具体的に検討する必要があると思われる。2点目は、参考資料に「道義的責任」と表現されているが、一般的に考えられると倫理的責任ということに繋がりがねない。この場合は、明らかに部局の管理者としての管理責任に問題があったと思われる。議論してきたのは、学部長は管理者としてどのように責任を果たすべきかということから、管理責任という言葉を使った方が良く考える。3点目は、「自浄機能」という言葉が使われているが「自浄機能」というのは広く理解すると、事柄を解明してそれによって生じた事態というものを全て終息するまでを含むと考えられる。狭く考えると、悪いことをやると組織から放り出して浄化するということもある。その場合は学生へのケアというものが出てこない危険性があることから、学生へのケアという文言を盛り込んだ方がよいと思われる。一番重要なのは、学生への十分なケアができたかどうかであることから、意見を申し上げたものである。

- ：以上の3点を踏まえて、資料1と2の具体的内容について検討していただきたい。資料1の答申は、審議にあたっては①から③の事項を検証しつつ、こうしなければならないという立て前を記載している。資料2については、北野委員からの意見はもっともであると考え、「6 学生・教職員への説明」という項目を追加してある。今回のような重大な事案が発生したときには、学部の学生全体から不信が起こり、環境悪化が起こるという問題も考えられることから、こうした重大事案については、学長自らが学生に対してきちんと説明責任を負っていくという制度を確立すべきと思われる。各委員の同意を得られれば追加し、規則に盛り込んでいきたい。
- ：参考資料の3頁では、「道義的責任」となっていた部分を「管理責任を免れない」と修正してある。もう一点は、「自身の規則に則った自浄機能を果たすことが出来なかった。」という文章の前に「被害学生に対して組織的なケアを十分行うことが出来ず、また、」という文章を追加しています。それから、提言の表題を学長への提言であるという趣旨をきちっと明確した方がいいだろうということで、「山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止改善策に関する学長への提言」に修正したいと考えている。これらの点について議論をいただきたい。
- ：必要な場合という文言があるが、これは極めて主観的な表現に取られがちであり、疑問である。誰が必要であるというのか。今回の例でいえば、当事者が必要でないと判断すればなくなってしまう。かえってそのことが問題になったのではないか。
- ：必要と判断した場合というのは、今後新しく作成する規則というのは、各学部で起こったいろんな事案は、必ず全学の防止委員会に上がってきてそこで判断するということになる。従来、そういうことはきちんと守られてきていたが、今回それが守られなかったというところに大きな問題が生じたということである。学長の説明が全学に対して必要であるということとどこが判断をするのかという点は、全学の防止委員会がきちんと決めてそれを学長に提言し、学長にやっていただくということを考えている。
- ：必要な場合というのは、沢山あった中から必要なものだけ説明するという意味ではない。セクハラはいろんなケースがある。教員と学生の間ばかりでなく、教員対教員、学生対学生等の間でも生じることがあると思われる。発生した事案全てに対し、口頭で説明するというのは必ずしも適切でない場合があり、特に学生対学生の場合には、双方に

対して教育するという立場にある。したがって、大事なのは学生が大きな関心を寄せているセクハラ事案については、説明が必要であるということであり、今回問題となった事案は当然対象となる。

- ：しばしば隠蔽体質と言われている。必要な場合でも、必要でなかったから検討しませんでしたという口実を与えないかという意味で申し上げたものである。学生対学生間でセクハラ事案が発生することは考えていなかった。
- ：問題なのは氏名を公表しない場合、セクハラ事案が起こったとき実際に行為をした人でない人が当事者でないかという誤った認識を生み出しかねない。そういうことを考えると、必要な場合というのは当然限定されると思う。
- ：そういう懸念があるとすれば、必要な場合という文言を省いたらどうなのか。
- ：ここで求めているのは、方法について検討するということであるので、省くことは可能である。
- ：幾つかの段階を経て、最終的な場に載せられたケースを想定して意見を申し上げたものである。学長まで上がって行くには、何段階かのステップを踏むことから、必要でないものと判断されればそこで消滅するのではないか。
- ：消滅することはない。訴えられれば全て学部の中で検証され、全学委員会に必ず反映されるというシステムである。
- ：相談システムでは学外へ相談窓口を設置することとなっているが、委員会等においても外部の意見が必要と思われる。その点は盛り込まれていないのではないか。
- ：前回の会議において、学外の方に入っていただくのは、全学の防止委員会が適当だろうと議論している。学部の委員会でも全学委員会でも、(事案が生じたら)迅速に対応しなくてはならないことから盛り込んでいなかったが、新規に規則を作成するうえでは、全学の委員会に外部の方に入っていただくことを考えていたところである。委員の方にもその方がいいと判断いただければ、提言の3 (1) 全学委員会関係に、全学の防止委員会に学外の有識者に参加いただくことを検討するという事項を入れたいと考えている。今回この協議会に学外の委員の方に加わっていただき、社会的な目で厳しくチェックしていただいたという精神は今後も引き継ぐべきであり、それを制度的にどのようにしていくか重要な検討事項であると考えている。
- ：外部に委員会あるいは監視委員会を設けることも検討すべきであるという立場であったが、それは困難だろうということで今回は言わないが、チェック機能というのは重要であると思われる。そういう事項を入れた方が納得してもらえと思う。
- ：それでは提言3の(1)②として防止委員会に、「全学委員会に学外の有識者を委員として委嘱することを検討する。」という事項を入れることとしたい。
- ：学内の常識は学外の非常識である場合もあることから、そういう指摘を受けるようなことは避けておくべきであろうと思われる。
- ：必要な場合という文言を入れることによって、恣意的な判断を有する余地があることを懸念されているという発言であれば、それは運用の問題であると思われる。文章として必要な場合というのは至極当然であるため、運用に十分配慮することが大事と思われる。
- ：必要な場合という文言はとってもいいと思う。

- ：この提言は一人歩きすることから、誤解が生じるとすれば削除した方がいいと思われる。
 - ：事案の重大性や発生状況に照らし、説明するかどうかが判断するということであることから、必要な場合という言葉がなくとも十分に理解できるため、削除することとしたい。
 - ：事前に意見を申し上げなかったが、提言１の（３）にガイドラインの策定と周知の事項ですが、ガイドライン自体は既に大学に存在し機能してきている。この文言では今までなかったものを初めて作成するように捉えられることから、ガイドラインを改正するという文言にした方がいいと思う。
 - ：ここで考えているのは、今まであるガイドラインとは質的に違うものを作成することを考えている。
 - ：新しいガイドラインを作成するという文言ではどうなのか。
 - ：これだけ見ると今までなかったと思われる。
 - ：不十分ではあったが、骨子はあったことから、そのとおりに行っていれば問題は起きなかったと思われる。
 - ：それでは、「新しいガイドラインの策定と周知」とすることとしたい。本文についても新しいという文言を入れることとしたい。
 - ：実際に新しく作成するのか。
 - ：全面的に作成し直すつもりである。
 - ：提言２の（２）相談窓口の拡充と改善についてですが、現に相談窓口があることからそれを十分活用してやるという言葉が欲しいと思われる。
 - ：拡充と改善という中に全て入っている。
 - ：相談システムの充実 （１）相談員のわかりやすい公開とあるが、氏名等はホームページ上でわかると考えていいのか。
 - ：そのとおりである。
 - ：わかりにくいかもしれないが、現在もホームページ上で見る事が出来るようになっている。
 - ：ガイドラインの中に盛り込むなどして、ホームページでもわかりやすく見れるようにしたいと考えている。この提言に盛り込まれた内容については、全学の防止委員会の中で全面的に議論していく予定である。後日、各委員におかれまして気が付かれたことがありましたら、議長まで申し出ていただきたい。
- それでは、学長に提言する内容としては、議論していただいた内容に修正した上で整理し、これから学長へ提出させていただきたい。

（配付資料）

- 資 料 １：答 申（案）
- 資 料 ２：山形大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止改善策（提言）（案）
- 資 料 ３：北野委員からの意見